

「パナマ文書」とペーパー・カンパニーの隠された世界 — 責任リスクの低減

奈良房永(日本語版監修)

カロリーナ・A・フォルノス、マーク・R・ヘレラー、マリア・T・ガレノ、ウィリアム・M・サリバン、ナンシー・A・フィッシャー、ノラ・E・バーク

パナマの法律事務所からの 1,150 万もの文書の流出により、政治家、犯罪者およびセレブリティが、ペーパー・カンパニーを利用して、海外のタックス・ヘイブンに資産を隠していたことが明らかになるかもしれません。いわゆる「パナマ文書」による情報流出により世界中に激震が走り、これにより少なくとも一国の首相が辞任し、公的地位を有する者 (politically exposed persons 以下「PEP」と略す) が隠していたとされる何十億ドルもの資産が明らかになりました。

今回の情報流出により、今まで知られていなかった、富裕層によるペーパー・カンパニーを利用した資産隠し疑惑、ならびに弁護士および銀行員による資産隠しの助長行為の可能性が明らかになりました。国際調査報道ジャーナリスト連合 (The International Consortium of Investigative Journalists) は、モサック・フォンセカ法律事務所が、14,000 を超える銀行、法律事務所、起業家ならびに他の仲介者とともに、会社、財団および信託の設立を行っていたと報じました。こららを踏まえると、金融機関その他の団体は、自らの関与の有無、リスク評価、および、もし損失が発生する可能性があればその低減の方法を検討することが必要かもしれません。

I. 法的リスクの理解

検察当局および銀行規制当局は資金の移動経路を追跡しますから、米国の金融機関および米国内に支店、代理店その他の事務所を置く米国外の銀行は、パナマ文書に当該金融機関の名前が記されていたり、パナマ文書に含まれる何百人もの個人または 200,000 を超えるペーパー・カンパニーの口座が当該金融機関にあったりした場合には、調査の対象となるかもしれません。検察当局および銀行規制当局は、おそらく、銀行秘密保護法により課される、本人確認義務、デューデリジェンス手続、ならびに PEP が管理する口座のリスク・レベル評価およびモニタリング等の、マネー・ロンダリング対策ポリシーおよびプログラムが十分であったかを調査するでしょう。近年大きなニュースになっているとおり、銀行は銀行秘密保護法違反による訴追を受け、何百万ドルもの制裁金を課されています。

また、マネー・ロンダリング規制法(18 U.S.C. Sections 1956, 1957)が適用される可能性もあります。特に、違法な資金の洗浄を知らずそれを助けた場合、また、こちらの方が可能性が高いと思われるが、違法な資金の調達源および所有関係をあえて調査しなかった場合には、金融機関に対し、検察当局が、教唆および幫助の責任を問う可能性があります。マネー・ロンダリング規制法は特別な域外適用条項を有し、問題となる行為が米国外のものであったとしても、それが米国人により行われた場合、または非米国人の行為であっても、その一部が米国内で行われ、かつ資金が10,000ドルを超える価値を有する場合であれば適用される点に注意が必要です。

同様に、もし資金の一部が米国外の公務員への賄賂として用いられていた場合には、検察当局により、海外腐敗行為防止法(Foreign Corrupt Practices Act 以下「FCPA」と略す)上の共謀または教唆および幫助の責任を追及されるでしょう。FCPAは、米国で有価証券を発行する者、米国内に主たる事業拠点を有する者、または証券発行者もしくは国内事業者でない者で、米国領内で行った一定の個人もしくは法人に適用されます。FCPAもまた域外適用され、最近、司法省は影響の大きな事件を重点的に取り扱うと発表しました。また司法省は最近検察官の数を増やし、同省詐欺課のFCPA担当部門の人数を50%増員しました。

また、海外のペーパー・カンパニーおよびその口座を有する金融機関は、米国の外交政策に基づく経済および貿易制裁を回避した責任を問われるかもしれません。電信送金の性質および資金源を監視する適切なメカニズムを有していなかった場合には、金融機関は、米国財務省の海外資産管理室(Department of the Treasury's Office of Foreign Assets Control「OFAC」)により取引禁止の対象とされていた企業と取引していたかもしれません。この違反に対しては、刑事罰および何十億ドルにも上る制裁金が課される可能性があります。

さらに、金融機関は、その米国人顧客による、海外のペーパー・カンパニーを利用した脱税を促進させた共謀の疑いで、調査の対象となる可能性があります。

ある企業が調査またはそれに続く訴追の対象となったことが公になった場合、その株主が訴訟を提起することは珍しくありません。また、本件に関与し、または訴追の対象となった顧客または依頼者も、これらのペーパー・カンパニーの利用を勧めたアドバイスは不適切だったと主張して、訴えてくることも考えられます。

II. 内部調査

メディアにより大きく報道され、また特定された情報が広まった場合、金融機関は、その内部に不正行為の可能性のあることを当然認識しているとみなされる可能性があります。検察当局および銀行規制当局は、おそらく、多くの金融機関に対し、情報提供要請および召喚状を発するでしょう。そのような金融機関は、内部調査をまだ始めていない場合にはこれを行い、事実関係を理解し、刑事および民事上の責任を問われるリスクあればそれを評価するべきです。最初の召喚状を受け取る前に内部調査を行うことには大きなメリットがあります。

他の状況における場合と同様に、内部調査は、弁護士・依頼者間の秘匿特権を守るという観点から行われるべきです。したがって、金融機関は、特に、企業としての方針に問題があった場合または上位の経営陣が関与していた場合には、同秘匿特権を確保するため、社内法務部門またはコンプライアンス担当者ではなく、社外弁護士を雇って内部調査を行うことを選択する場合もあるでしょう。社外弁護士であれば、弁護士・依頼者間またはワークプロダクトによる秘匿特権により、調査の結果およびそれに続く検討の内容を開示から守ることができます。このような秘匿特権は、事実関係の特定および分析のため、社外弁護士により雇われた他のコンサルタントにも及びます。

社内調査結果に基づき、実際に不正行為が明らかになった場合には、民事および刑事上のリスクならびに制裁金を最小限に抑えるため、規制当局その他の適切な政府機関に対する自主申告を検討する必要があります。イエーツ・メモ(2015年11月30日 Legal Wire23号参照)の発表以降、検察当局は責任対象となりうる個人をつきとめるようになり、企業もこれを考慮にいれなければなりません。この新たな政策により、民事および刑事のいずれの調査が先に開始されたかを問わず、検察当局は調査の初期の段階から個人従業員を積極的に調査の焦点とするよう奨励され、また担当部門間での照会を行うよう期待されています。コンプライアンス・ポリシーおよびプログラムの改良および改善等により、リスクをなるべく最小限に抑えるということも考えるべきでしょう。

III. ベスト・プラクティス

- 社内法務部門または社外弁護士を問わず、弁護士・依頼者間の秘匿特権を保護するため、早期に弁護士を関与させる
- 顧客の口座の中に、モサック・フォンセカ法律事務所により開設または組成されたものがないか調べる
- 特に海外法人について、企業または団体の保有口座の全てに関し、受益権者の情報を把握しているかを判断する
- 海外法人の場合には、米国の納税者が、税金の支払を免れるためにペーパー・カンパニーを利用していなかったか検討する
- 顧客に対するリスク評価が不正な行為の発見に十分なものであったか、ならびに取引および振込・送金手続が常時適切に監視されていたかを検討する
- PEP および他の富裕層に対するポリシーおよび手続を再検討する
- 必要に応じてポリシーおよび手続を改定する

本稿の内容に関する連絡先

奈良房永

1540 Broadway
New York, NY 10036-4039
212.858.1187
fusae.nara@pillsburylaw.com

Carolina A. Fornos

1540 Broadway
New York, NY 10036-4039
212.858.1558
carolina.fornos@pillsburylaw.com

Mark R. Hellerer

1540 Broadway
New York, NY 10036-4039
212.858.1787
mark.hellerer@pillsburylaw.com

Legal Wire 配信に関するお問い合わせ

古在 綾

Japan Practice Program Administrator
akozaizai@pillsburylaw.com

This publication is issued periodically to keep Pillsbury Winthrop Shaw Pittman LLP clients and other interested parties informed of current legal developments that may affect or otherwise be of interest to them. The comments contained herein do not constitute legal opinion and should not be regarded as a substitute for legal advice.

© 2016 Pillsbury Winthrop Shaw Pittman LLP. All Rights Reserved.